

浮舟・横川の僧都と「出家授戒作法」

中 哲 裕

(一)

宿木は女二の宮の薫への降嫁から書かれる。帝の愛娘の降嫁の物語は、方法としては朱雀院の女三の宮の源氏への降嫁の方法の焼直しである。所謂「源氏物語による源氏物語取り」ということになろう。虚構の方法は正編で既に尽くされているとは言つても、その荷わされていする主題的意味も同じだということになるまい。作者の虚構の營みによって切り開かれ、深化せしめられた人間認識・世界認識が、正編に見られる物語の方法を用いながらもなお、未知の認識世界に物語を領導していくのである。

女三の宮の六条院への降嫁は、潜在王権の開花としての六条院の解体という、困難な主題に奉仕させられるもの

のである。一方、薫への女二の宮の降嫁は、大君物語で荷つていた薫の主題的意味の解消であろう。自らの出生の秘密に対する疑惑、存在への不安が根底にあって、世俗の榮華に背を向けていた薫は、大君物語の虚構の課程で、秘密にまつわる真実を知る。そして今まで女二の宮の降嫁をひきうけることによって、彼自身が荷ついた主題的意味を喪失する。大君物語がなく、正編に宿木の巻が直結しているとしたら、薫の宗教性への志向は問題にならなかつたのではないか。落葉の宮に対する夕霧のように、薫も喜劇的な役割りをふりあてられた「まめ人」として終始したのではないか。

浮舟を入れ水に到らしめる虚構の方法がどんなにきわ立つた、瞠目させられるものであったとしても、それが「妻問い合わせ」の枠におさまっている限り^(准)、そのことによつ

て物語の人間認識・世界認識が大きく変わったとは思えない。僧都と浮舟の物語にこそ浮舟物語の主題はあったはずなのである。^(註5)

そして、今ここで問題にしたいのは、薰と匂宮との板ばさみになつて、入水へと追いつめられていく課程でもなければ、永遠絶対なるものの前にたゆたう浮舟の精神についてでもない。そのことは別の機会に譲ることとして、從来問題にされながら、未だ結論を得ているとは思われない浮舟の還俗勧奨・非勧奨の問題について、何らかの形で自分なりに納得のいくものまとめてみたいと思うからである。夢浮橋での完結・非完結説とも関連して、それは物語の主題の行方に關つてこよう。^(註6)

僧都の浮舟への手紙をめぐって、物語の論理の展開や作中人物論から、或は教理的に解釈した場合の分析など、今まで実に詳細にわたつて論じられてきている。しかし、ほとんど同じ基礎資料を用いながらも、時として全く逆の結論に到り着いてしまうというは一体どういうことなのであらうか。先人達の貴重な御論に教えられながらも、何か決定的なものが欠けているという気がしてならないのである。

浮舟が横川の僧都の手で出家する。その儀式はしかるべき作法に則つて遂行されたはずである。その出家受戒の作法（僧都の側から言えれば授戒の作法）はどういうふうになされ、浮舟や僧都にとつてどんな意味があつたのだろうか。受戒には二つの面があるといわれる。世俗と關係が切れるという形式的側面と、戒律遵守の誓約という実質的側面とである。^(註7)今までその形式的側面ばかりが問題にされてきたのではないか。出家するということの実質的側面、即ち出家作法に則つて個々の戒の遵守の誓約ということについて、もつときつちり的を絞つて見ていくと、より明確な結果が得られるのではないだらうか。^(註8)

物語の中で出家受戒した人物は多い。藤壺の宮を初め、空蝉、朱雀院、女三の君、尚侍の君、紫の上など、いずれも物語の主題と重大に関つて受戒の意味、内容が問われたものはない。浮舟の物語においてはじめて、戒を守ることの意味が正面から源氏物語の主題の組上に乗せられるに到つたのである。

薰の矮小化と言われる中将の手から逃れて、女一の宮の加持のために下山途中の僧都に泣訴して受戒を願う浮舟。出家持戒の生活を嘗み、仏の世界と正面から向きあう生活をするということ。それはさし当つては受戒の時

に僧都から細かく指示されたはずの教えを遵守することであつたはずであろう。

浮舟を救済する僧都について、旧注以来惠心僧都源信が準拠であると言われている。^(註1)

物語の中の僧都と説話文学に描かれる源信とを比較して、

一、六十歳余の、横川に住む高僧であるということ

二、八十歳余の母と五十歳程の妹尼がいたということ

三、白氏文集等の文芸や、碁等の遊びにも通じていた

らしいこと

四、時には公の為に、また母の病氣や浮舟の為にも、

わざわざ下山し加持をすることもあつたらしいこと

以上の四点に整理し、筆者も論じたことがある。^(註2)また「二十五三昧会」という念佛結社を通じての父為時と花山院・慶滋保胤と源信という人間関係もある。源信の活動には式部は決して無関心でいることはできなかつたのである。^(註3)

作者は歴史上の源信を念頭に置いて横川の僧都という人物を物語世界に造型したと考えて間違いはあるまい。しかば、その源信の手で「出家授戒作法」が書かれ、

『惠心僧都全集』にも収められているにもかかわらず、何故に正面からそれを採り上げ、浮舟の出家に際しての典拠として論じたものが少ないのであるか。^(註4)小乗戒語の横川の僧都が明らかに比叡山の宗教圈内にあるのであるから、源信の「出家授戒作法」と対照する方が理にかなつてゐる。この作法書が源信のものでないという明確な証拠がない限り、一度は正面から検討してみる余地があると思うのである。^(註5)

(二)

源信の「出家授戒作法」は十七の部分に分けて説かれている。それらのひとつひとつの条項と「源氏物語」本文のそれに相当する部分とを対照する。

1. 先七尺之内。四角懸幡。於中間設三勝座。一和上料也。一出家人料也。一教授人料也。^(註6)

1'. 「いづら、大徳たち、ここに」と呼ぶ。はじめ見つけたまつりし、一人ながら供にありければ、……
(手習三二五、六頁)^(註7)

源信の作法では和上と出家人と教授人の三人だが、物語では僧都と浮舟と阿闍梨二人の計四人になっている。数の多いのは別に問題ではあるまい。

2. 次和上持香水灑淨四方。
3. 次出家者。禮四方。各三度、始自東次南
4. 次聖朝
5. 次南外

6. 次氏神
7. 次父母

8. 次剃除鬚髮。而被法服。但頂髮殘三暫不着袈裟。
9. 次三禮法用
如例

10. 次毀形唄或如來唄

11. 次薬師散華

受戒者が男性の場合と女性の場合とで、鬚髮を剃除することについては自と異ろう。後の13にも出てくるように、沙弥戒の場合は二回に分けて剃除される。沙弥尼の場合も同じであったか。ただ、物語では作法通りではなく、阿闍梨が断髪をためらったという風に書かれている。

9. 10については物語では触れられない。

——もき一人して、かかることなん、と少将の尼に告げたりければ、まどひて来て見るに、御表の衣、袈裟などをことさらばかりとて着せたてまつりて、「親の御方拝みたてまつりたまへ」と言ふに、……

(手習三二六頁)

3の四方を礼するのは、この世の生きとし生けるものへの感謝の念をこめての礼拝であろう。4の聖朝は内裏のこと、5の南外は奈良に在ます諸仏に対してもか。6の氏神は、浮舟の義父は藤原出身の中流受領階層であろう

から春日大社の方向であろう。

小学館本頭注では、「四恩(父母、國王、衆生、三宝)

の四つの恩)を拝する式とする。「作法」では四方(東西南北)の外に、聖朝(国王)、南外、氏神、父母を拝する。11について、「月」との八日は、必ず尊きわさせさせたまへば、薬師仏に寄せたてまつるに」(手習三五六)とある。物語の薬師仏は、觀山根本中堂の本尊である。11の「薬師散華」も根本中堂の薬師と無関係ではないのでなかろうか。

——僧都諦めたまへば、寄りてもえ妨げず。
「流転三界中」など言ふにも、断ちはててしものを、と思ひ出づるも、さすがなりけり。
御髪も削ぎわづらひて、
のどやかに尼君たちしてなほさせたまへ」といふ。
額は僧都ぞ削ぎたまふ……
(手習三二七頁)

12. 次表白(以下略)
13. 次出家者和上問云。我今除汝頂剃髮。許_{スヤハタシ}否_ヌ三返

頂剃髮頌云次第ヲ
取ル

流轉三界中

恩愛不能斷

棄恩入無為

眞實報恩者

14. 出家者。手捧袈裟和上三度置出家者頂上。即著_{セシメ}衣與法名。頌云(以下略)
15. 次授三帰
16. 次沙弥申云(以下略)

「かかる御容貌やつしたまひて、悔ひたまふな」など、尊きこととも説き聞かせたまふ。(手習三二七頁)と、15・16の「仏・法・僧」への三帰依や、17の十善戒を受けられることになる。(手習三二七頁)

12の表白については後に触れる。

飲酒、說他人過、讚毀、慳貪、曠恚、不謗三宝の十善戒について説かれる。物語の関連で触れておかねばならぬ

いのは、三番目に説かれる姪欲に関するものであろう。関係の部分を引用する。

佛子諦聽。從今身至佛身。於其中間。自不姪欲教他姪欲。是三毒根本也。難得菩提。永成三途業因。永失三世諸佛之種子。是菩薩沙弥戒。能持否三返

浮舟と再会したいので、小君に託す手紙を書いてほしいう薫に「なにがし、このしるべにて、必ず罪えはべりなん」（夢浮橋三六六頁）と尻込みする僧都。小学館本では「尼になつた浮舟を破戒の罪におとすことになるかもしれない。そのことに直接加担することは、僧都の身としては堪えられない」という思いがある」と注する。しかし、僧都とはいひはりひとりの持戒者である以上、戒は守られねばならない。僧都の逡巡は「自不姪欲教他姪欲」という作法の教えときつちり対応しているのが知れよう。

浮舟救出のこと、素性不明の女の為の修法を弟子達が非難する。その時「いであながま、大徳たち。我無慚の法師にて、忌むことの中に、破る戒は多からめど、女の筋につけて、まだ譏りとらず、あやまつことなし」

（手習二八二頁）と、夜一夜浮舟のために加持をした。「破る戒は多からめど」は、僧としてあるまじき具体的な破戒の行為があつたというより、「予が如き頑魯の者」と『往生要集』に告白される様に^(注15)認識として極めて深められた罪障意識とするべきであろう。女性関係で非難されるようなことのなかつた僧都に敢て戒を破つてまで浮舟を還俗させたと考えるのはうがちすぎである。

いずれにせよこの僧都は、物語に出てきたどの僧よりも「戒」を意識する人であった。ということは、こういう「戒」のもつ認識世界に直面せざるを得ない所にまで、物語意識が深化してきているということであろう。

「出家授戒作法」はこの十善戒を守ること、その実践の中に大乗菩薩道の「四弘の誓願」があるということ、そ

——此十善戒中。有四弘誓願。

一、衆生無辺誓願度。凡一切衆生皆具佛性真如理。是故。發慈悲誓願。度一切衆生。是饒益有情戒也。

二、煩惱無辺誓願断。妄想顛倒之氷解。成法性

眞如之水。是攝律儀戒也。

三、法門無辺誓願覺。是大小權實法教。是攝善法

戒也。

四、無上菩提誓願證。此是願求佛果故。……

(五五一页)

「」の所『往生要集』の記述に一致する。^(註15) 「出家授戒作法」は、更に一日一夜の出家持戒の功德を説いて終る。

(三)

物語の中で浮舟の受戒が再び意味をもつてくるのは、夢浮橋に到つてからのことである。

一品の宮の為に加持した僧都が、中宮の前で浮舟の話をしたのが契機になつて、その存在が薫の知る所となる。薫はさっそく横川に登り、僧都に会つてことの真実を確かめようとする。薫に問いつめられ、浮舟が都の権門と無関係でないと知り僧都は、「心ばへ」を聞き、浮舟への手づるの文を書く。

浮舟に近付く為の薫の弁明は、大君に接近する為の弁の尼への論法に等しい。^(註16) 仏法に戒律として禁じていること、出家した浮舟を俗情で乱すこと、「流转三界中」の偈文を唱え、出家した時の、父母の愛を謝しつつも、恩を棄て無為に入らんとしてその「親の思ひ」をここでは問題にしているということ、薫の僧都に対する言い訳はいずれも、浮舟が出家受戒して直面した「戒」の世界が意識されている。そして、浮舟への愛執の思いからではなく、親のことを思つて真実を確認したいのだという侧面的には、その約束をとりつけた上で、浮舟への手紙をべきわざにあるべきかな」

と、「あぢきなく心乱れ」た。坂本にまで降りて浮舟に会わせてほしいと頼む薫。そしてそれを一度は断わりながら、幼少の頃から出家への志が深かったこと、「心の中は聖に劣ら」ないつもりでいること、まして「仏の制し給ふ方のこと」^(註17) を犯すなどと大それることは考えていないこと、ただ娘をなくしたつもりで嘆いていた親の気持ちを晴らしたいが故に真実を知りたいのだという薫の「心ばへ」を聞き、浮舟への手づるの文を書く。

浮舟に近付く為の薫の弁明は、大君に接近する為の弁の尼への論法に等しい。^(註18) 仏法に戒律として禁じていること、出家した浮舟を俗情で乱すこと、「流转三界中」の偈文を唱え、出家した時の、父母の愛を謝しつつも、恩を棄て無為に入らんとしてその「親の思ひ」をここでは問題にしているということ、薫の僧都に対する言い訳はいずれも、浮舟が出家受戒して直面した「戒」の世界が意識されている。そして、浮舟への愛執の思いからではなく、親のことを思つて真実を確認したいのだという侧面的には、その約束をとりつけた上で、浮舟への手紙をべきわざにあるべきかな」

小野の尼君のもとには、

昨夜、大将殿の御使にて、小君や參うでたまへりし。事の心承りしに、あぢきなく、かへりて臆しはべりてなむ、と姫君に聞こえ給へ。みづから聞こえさすべきことも多かれど、今日明日過ぐしてさぶらをべし。

(夢浮橋三七一頁)

浮舟には別に一通を認める。

今朝、ここに、大将殿のものしたまひて、御ありさま尋ね問ひたまふに、はじめよりありしやうくはしく聞こえはべりぬ。御心ざし深かりける御仲を背きたまひて、あやしき山がつの中に出家したまへること。かへりては、仏の責そふべきことなるをなむ、承り驚きはべる。いかがはせむ。^{もとの御契り過ちたまはで、愛執の罪をはるかしきこえたまひて、}一日の出家の功徳ははかりなきものなれば、なほ頼ませたまへ、となむ。ことには、みづからさぶらひて、申しはべらん。かつがつこの小君聞こえたまひてん。

(夢浮橋三七二～三頁)

この手紙をめぐって、浮舟へ還俗を還撰しているか、

いなかの論争があつたことは周知の通りである。

傍線部Aの部分を、

(イ) もともとの(薰との)夫婦の御縁をお損いになることなく、(薰の)愛執の罪をお晴らし申し上げなさいて
さて
(新潮社版頭注)

とくるか、

(ロ) 前生以来の浮舟の身についている約束事。(中略)
やがて奇しくも薰や匂宮の愛執の葛藤にまきこまれ、死ぬこともできずに結局は出家する、それが浮

舟のもつて生まれた契りだ、とする。

(小学館本頭注)

また、傍線部Bを

(ハ) 一日の出家の功徳ははかりきれないものですから、(還俗しても)なお安んじて(その功徳に)おすぐりなさるように
(新潮社版傍・頭注)

とくるか、

(イ) 一日でも出家したことの功徳は無量のものでありますから、やはり今まで同様に仏縁を頼りになさるよう

(小学館本現代語訳)

とどるか、以上の二つの説に集約される。
「一日の出家の功徳」について、『河海抄』では「心

地觀經に準拠を求める。以来、数多くの研究者達により種々の典拠が提示され、それはある時には『河海抄』の説を支持するものであつたり、「觀無量壽經」であつたり、「出家功德經」であつたりする。^(註2)それ等の典拠に到り着くまでの努力は大変なものであつたろう。そして筆者もそれ等先人達の學恩に沿しながらも、なお不審に思うのは、物語作者はそういう經典を知つてゐる僧都をどうして造型できたのか、換言すれば、そういう典拠をどういう形で知り得て、物語の文脈に埋めこむことができたのだろうか、ということである。「觀經」はとも角、「心地觀經」や「出家功德經」を實際に読んだことがあつて、ここで引用しているとは少し考え難いのだ。むしろ筆者の身辺に出来受戒する人がいて、それ等の人達の出家受戒の様子を直接・間接に見聞きして、「一日の出家の功徳」云々という言葉を知つたとすると自然である。源信の『出家授戒作法』の「表白事由」には次の様に書かれている。

敬白三世十方諸如來。蓮華台上寶滿如來言。夫以^レ。

出家是解脫之梯燈證果之初門也。(中略)是以^テ。一日持戒之報。定^テ出有為之苦海。必昇無為之樂處者也。

故出家功德經中云。得羅漢果聖人。百歲供養不如一日一夜出家功德。又云。起^テ八萬四千寶塔。不如一日一夜出家功德。又百緣經中。一日一夜出家功德。小劫中不墮三惡道。又僧祇律云。一日一夜出家功德。六十劫間。三惡道不墮。又沙弥威儀經云。滿四天衆生。以四事供養三世諸佛。雖盡百年。不如一日一夜持戒功德。優婆塞戒經云。彌勒出世持戒。不如五濁惡世一日一夜持戒。涅槃經云。若不持戒。名魔眷屬。非我弟子。(中略)故無明長夜。以戒光為燈。餓鬼饑飢之城内。以戒力。為糧米。煩惱重病。以戒法為良藥。菩提彼岸。以戒行為船筏。仍十戒。大體許可教。此等趣。三寶知見給。

(五四五~七頁)

これは「表白」の文章であるから、例えば巻子本の様なものが読み上げられたものか。浮舟の場合は急な出家であったから、手元に「表白」がなくて、或はそらで僧都から伝授されたものであろうか。いずれにせよ「出家功德經」をはじめ、「百緣經」「僧祇律」「沙弥威儀經」「優婆塞戒經」などより文を引いて、「一日の出家(持戒)の功徳」を説く。出家と持戒との区別は明確につけられていないわけではないが、これから出家し、受戒する者に対し

(五五一～三頁)

て、その功德の大さを説いてゐるのであり、受戒者は必ずなのである。^{註42}

ひとつひとつの戒の意味を説き、十善戒を持することの中に大乘菩薩道実践の精神である四弘の誓願があるといふ。統いて

——止觀第一引思益經云。知一切法。知一切衆生非衆生。是名菩薩。(中略)故文云。以一日持戒之善根。生極樂世界。一切功德皆悉滿足。又大經云。一日一夜。出家功德。無量無邊也。何況。生生世々。所修善根。持戒人哉。所以者何。劍葉林之影。悉浮大圓鏡智之上。雖爾。自無始以來。不值遇一日一夜持戒者。(中略)若今日不持戒者。何治煩惱業苦之病哉。我大師無上世尊。被催一日一夜持戒。是非小緣。奉見當來弥勒。是持戒功德也。懺悔六根罪障。是持戒力也。(中略)一日一夜出家功德。猶殊勝也。何況。一日一夜持戒功德乎。伏願。以出家授戒所修。迴向法界諸群生。未離苦者。令離苦。未發心者。令發心。未斷惡者。令斷惡。未涅槃者。令涅槃。願我生生見諸佛。世々恒聞解脱音。念念增進菩提心。處處不退。菩提行。弘誓平等。度衆生畢。早速證其佛果。

一日一夜の出家(持戒)の功德は無量無邊である。その發心修行の者は自身の内に無上菩提を秘めていながら、發心することがなかつたら三因仮性を外に頭すことはできない。また煩惱業苦の病を癒すこともできない。しかし今、たまたま大師無上世尊により一日一夜の持戒を催されることになつた。その戒の力によつて弥勒を見奉ることができる、六根の罪障を懺悔することができ、業が消滅して菩提を證することができるようになった。

一日一夜の出家・持戒の功德はこのように大変すぐれているのであるから、それによつてまだ離苦していない者に離苦させ、發心して、いない者に發心させ、断悪しない者に断悪させ、涅槃に入つていない者に涅槃に入らせる。これから出家(持戒)の生活で、いつまでも諸仏を見奉り、悟りの世界に恒に生まれ変わつて、仏を念ずるその一念一念に菩提心を深め、いすこに於ても悟りへの行を退転させることなく、大乘菩薩道の実践理念の四弘

誓願は平等に誰に対しても働きかけるものであるから、この世の衆生を救い終つて仏果を得られるように受戒者に願うというのが大意である。

以上「出家授戒作法」から僧都の浮舟への手紙を願る時、「愛執の罪をはるかしきこえたまひて」は、還俗することによって薫の愛執の罪を晴らし申し上げて、とは読めないのである。なぜならば「作法」の文は、出家し十善戒を持つことがそのまま四弘の誓願を実践することだと言っているのであって、還俗には当然ながら一言も触れていない。むしろ戒を持つことによってまだ離苦していない薫を離苦させ、発心させ、断悪させ、涅槃に導くのであり、そのことによつて更に浮舟も「仏果」を證することになるのだと言つてゐるのである。従つて「なほ頼ませたまへ」も「今まで同様に仏縁を頼りなさるように」という小学館本の解釈が採られるべきなのである。

阿部秋生氏に「源氏物語」における「ちぎり」「ちぎる」「宿世」という類似の言葉の位相を精査された御論がある。^(註23)

それによれば「ちぎり」と名詞で使用された場合と、「ちぎる」と動詞で使用された場合にはニュアンスが異なり、「ちぎる」の場合は一人の人間関係における相手があつての約束という意味あいが強いこと、それが「ち

ぎり」の場合は必ずしも相手があつてのことではなく、殊に「前の世からの契り」と言つた場合などは、前世からこうなる約束であったという「宿世」という言葉と重なりあう意味で把握されることが多いと論じられた。ちなみに先に引用した本文以外で、僧都によつて使われる「ちぎり」の例は以下の通りである。

(1) 「いとあやしきことかな。かくまでもありける人の命を、やがてうち棄ててましかば。さるべき契りありてこそは、我しも見つけめ、……」
(手習二八〇～一頁)

(2) 「不意にて見たてまつりそめてしも、さるべき昔の契りありけるにこそと……」
(手習三二二頁)

(3) 「あしき物に領せられたまひけむも、さるべき前の世の契りなりけり。……」
(夢浮橋三六四頁)

(1)は、僧都には浮舟を人間と見て救うだけの（前世から）因縁があつたということ。(2)は、浮舟救出時をふり返つて、思いがけず浮舟と出会うことになつたといふのも前世からの因縁があつたからだらうということ。(3)

は、魔性のものにとり憑かれなさつたのも、そうした前世の因縁なのだと、いう意味である。いすれも僧籍にある者らしい言葉の位相を示している。

「ちぎり」ではないが、僧都による類似の発想は次の表現にも表われる。

(4) ——こころみに助けはてむかし。それにとまらず
は、業尽きにけりと思はん (手習二八一頁)

(5) 「げにいと警策なりける人の御容面かな。功德の
報にこそかかる容貌にも生ひ出でたまひけめ——

(6) 「何か、それ、縁に従ひてこそ導きたまはめ。種
なき」とはいかでか (手習二八一頁)

(7) ——今さらに人のもどき負はむは、さるべきにこ
そあらめ (手習二八一頁)

いすれも教出された浮舟の為に加持をする時の言葉である。いすれも僧都らしく、業感縁起の思想に裏付けられた発想と言えよう。^(注24)

従つて僧都の浮舟への文の「もとの御契り過ち給はで」は「前世から当然そなべく約束されていた浮舟の現実の身の上を過つことなく」の意味であり、浮舟の現実の身の上とは「御心さし深かりける御仲を背きたまひて」、入水を経験しなければならない程の流転の苦しみを味わってきたのであらうが、結局「あやしき山がつの中に出家」なさつた、そのことを指すのであらう。「法師にては、勧めも申しつべきことにこそは」(三六三頁)と思って出家させたのであつたが、そのことで薫の愛執の思いをかきたてたということであれば逆に仏罰をこうむらねばならぬことであつたと驚いてゐる、しかしそれも今となつては仕方がないということなのだ。

僧都の手紙をもたらした弟の小君を見て、母親がどうしているか、ほのかに聞くことすらできないと「ほろぼろ」と泣けてしまう浮舟。浮舟が受戒後母親のことを思い出すのはここだけではない。薫よりも宮よりも親のことを思い出しているのは、肉親としての情愛を離れて出家生活を営むことこそ、その恩に眞実に報いるものだといふ「出家作法」の思想と向きあつてゐるのである。浮舟への授戒をあれ程ためらつたのも、「鬚髪を剃りたる法師たに、あやしき心は失せぬもあり。まして女の御

身はいかがあらむ」（三六五頁）と、薰と会わせることに危惧の念をいだくのも、出家した以上はそれだけ強く戒の遵守が求められているからだと解せる。^(注25)

以上見てきた様に、手習・夢浮橋両巻に描かれる浮舟は、僧都によって提示された「戒」の世界と厳しくむきあうものであったのである。

(四)

横川の僧都に関して、隠遁した高徳の僧である^(注26)と同時に、權門につかえる人としての面も描写されていると言われる。^(注27)しかし歴史上の源信は二十五三昧会を結成するにあたり、比叡山の僧と若手貴族達の結社である勸学会の指導者の慶滋保胤と親交があった。花山院出家に関しても無関係ではなく、靈山院釈迦講でも中央の權門貴族をも迎えて講を営んでいる。言つてみれば叡山の大乘精神を叡山にのみ止めることなく、種々の宗教的活動を通して京都の貴族社会へも広めようとした人なのである。皇女の為にわざわざ下山することはなかったとしても、世俗に全く背を向けた超俗の人でもなかつたのではない。叡山に於ける出世を源信の母は喜ばなかつたという。

そういう超俗のイメージばかり源信説話では強調されすぎている。

「このあらん命は、葉の薄きが如し」「松門に曉到て月徘徊す」（手習三三六頁）と、浮舟に語りかけるのも、勸学会が「朝の念佛、夕の法華」を行すると同時に、漢詩文をもたしなむ性格の結社であつたことを考え、それに強ち無関係でなかつた源信を思えばうなづくこともできるのである。^(注28)

「出家授戒作法」を準拠として照合する限り、僧都は浮舟に還俗を勧めていることはならぬということを論じてきたつもりである。しかし、だからと言って薰が浮舟をあきらめていたということではない。薰が浮舟に書いた手紙には、僧都への言い訳とは別に、明らかにふすぶる恋心が見えている。しかし、入水し救出されて後、出家受戒した浮舟の精神の位相と、薰のそれとを比較し論じることは、別の機会に譲らねばなるまい。

大君物語が二十五三昧会の宗教的世界を基本的色調とし、「在家仏教者」の宗教圈の中に語られる恋の物語であつたとするならば、浮舟の物語は仏の世界に更に一步踏み込んで、「出家授戒作法」を媒介として比丘・比丘尼、沙弥・沙弥尼の世界に向かい、そういう仏の世界

と、薰や小君、なつかしい母らのいる世俗の世界の両方にいたゆたう浮舟の精神の軌跡の物語であつたと言えよう。

(注)

1. 『萬葉集』卷九、一八〇九の長歌、『大和物語』第一四七段でも同様の説話が取り扱われている。
2. 拙稿「浮舟物語の構造」(『鶴岡工業高等専門学校紀要』(第十一号) 昭52)
3. 還俗不勸撰の立場に立つのは、多屋頼俊『源氏物語の思想』(宝蔵館、昭27)、門前眞一『源氏物語新見』(門前眞一教授還暦記念会刊、昭40)、同『浮舟の救ひの問題』(還俗勧告の教理的根拠は果たしてあるか?) (『天理大学報』昭43、3)などが代表的なものであろう。最近では小学館本『源氏物語』がこの立場に立っている。
4. 岩波思想大系『最澄』解説、五一二～三頁
5. 横川僧都の「出家授戒作法」をとりあげたもので一番新しい研究の成果に、渕江前掲論文「横川僧都の消息——還俗をめぐって」がある。貴重な御論にいろいろ教えられながら、筆者は氏とは逆の結論に達してしまう。筆者の意見はそれぞれの章段で述べさせていただく。
6. 「河海抄」に「なにかし僧都とは恵心僧都事歟遁世之後隱居横川谷仍号横川僧都母事妹安養尼事相似たり……」(玉上琢磨編『紫明抄・河海抄』(角川書店刊) 五九三頁) とある。以来『細流抄』他、僧都を恵心に準ずるものは多い。以下、物語の横川僧都を「僧都」、歴史上の恵心僧都を「源信」と呼ぶこと

氏物語における宗教的世界と横川僧都の消息の解釈」(『中古文学』昭43、3)、渕江文也「横川僧都の消息——還俗をめぐって」(講座『源氏物語の世界』(第九集) 有斐閣、昭59)、岩瀬法雲『源氏物語と仏教思想』(笠間書院、昭47)などが代表的なものであろう。最近では新潮社版日本古典集成『源氏物語』がこの立場をとっている。その他、多数あげ漏らしあろうが、御海容願いたい。

とする。

7. 拙稿「横川の僧都について——説話と物語文学のは、さまで——」(『鶴岡工業高等専門学校紀要』(第十二号) 昭53)

8. 拙稿「源氏物語と二十五三昧会——大君物語の前提として——」(『源氏物語の探求』(第十一輯) 風間書房 昭61)

9. 渕江文也、前掲書、前掲論文など。氏は僧都のモデルとして、源信と対比を考えておられる。筆者は、源信のイメージを強烈に印象付けながら、浮舟物語の主題のためにたぐみにデフォルメされ、奉仕せしめられていると解釈している。氏の御論は、氏も言っておられる様に、戒律の準拠の求め場があまりに小乘戒に寄りすぎている。小乗戒・大乗戒ともに類似の形式は持つていても両者は本質的に異なる。その為に最澄は『頭戒論』を著わし、比叡山に大乗戒檀院の建立を願ったのであるから——。僧都の居所が横川である以上、叡山の大乗戒の作法に準拠を求めるべきである。湯殿山は天台の羽黒・月山と異なり、江戸時代を通じて真言系であった。大乗・小乗戒混淆の例として湯殿山を引くのは適当でない。

10. 筆者はこの作法書が源信のものであると想定している。或は源信のものでないとしても、時間的・空間的に極めて源信に近い人物の手になると考えている。詳細は別の機会に譲りたい。

11. 本文は『恵心僧都全集』(第五巻) (同朋社 昭59再版)。以下「出家授戒作法」の本文はこれによる。ただし、上に記した番号は、整理の都合上筆者の付したものである。

12. 本文及び頁数は、小学館日本古典文学全集『源氏物語』による。以下、底本としてこれを使用する。13. 正藏經第五十三卷『法苑珠林』(第二十二巻) 四四八頁中段

14. 渕江氏は前掲「横川の僧都の消息」で、僧都の施した授戒は手続き上、欠格であったとされる。源信の作法書には小乗の「四分律」がとり込まれていること、「四分律」では授戒に際し、「難事問尋」がなされねばならぬこと、僧衆(物語では同庵の尼衆)に詰り贅を得ねばならぬこと、とりわけ父母聽許は必須事項とされていることなどから、「女の涙にほどだされて所定手続きを欠いた授戒」であったとされる。しかし、物語作者は渕江氏の言われるようになん

信の作法書は知っていても、更にその思想的背景としてある「四分律」については知らなかつたのではないかろうか。浮舟が直面しているのはあくまで僧都の授ける戒である。「父母聽許」は必須の事項であったとしても、それはあくまでも天台の作法に照らしての上でのことであり、「四分律」にこのように書いてあるから浮舟に施した戒は欠格のもの、無功であったという言いすぎのような気がする。薫に、親も知らない中に出家させてしまったとなじられ、僧都があわて苦り切っているのは確かである。だからと言って浮舟に施した戒が欠格、無功であつたというものではないはずである。

15. 岩波思想大系『源信』一〇頁

16. 前掲書、九一～二頁、一八四頁

17. 例えは「淨戒ノ尼ヲ汚ス」と。(前掲『往生要集』二二頁)

18. 小学館本『源氏物語』(四)、二二〇～二三一頁

19. 澄江氏の御論ではこのことが抜け落ちている。自分も仏道に関して重大な関心を持つてきたし、浮舟の俗情を乱すことはしないという薰の弁明を聞いたから紹介状を書いたのである。どうして結論を先取

りするかのように、尼になつた浮舟を還俗させねばならないと考えるのか。僧都の思考の流れから見ると飛躍しすぎていいないか。

20. 新潮社日本古典集成『源氏物語』(八)、二七一～二頁

21. 岩瀬法雲氏前掲書では「觀無量壽經」「大智度論」に、高木宗監『源氏物語における仏教故事の研究』(桜楓社、昭55)では「出家功德經」に典拠を求める。渕江氏は「觀無量壽經」説を支持している。

22. 渕江氏前掲論文では、源信の作法書を引用せながらも小乘の「八閻齋經」を引いておられる。歴史上の源信ならばその經典を知つていたであろうが、物語の僧都によって授戒される浮舟は「出家授戒作法」で授戒はされても「八閻齋經」は知らないのである。それは物語作者も同様であり、「八閻齋經」法苑珠琳「觀經」中品上生者の段と浮舟の出家を直接結び付けるのではなく、「出家授戒」の場で直に語られる僧の言葉を、より切实に受けとめて、物語の文脈に埋め込んだとする方が自然なのではないか。

23. 「ちぎり」「ちぎる」(『仏教文学』(第四輯) 所

収、昭41)

24. 「もとの御契り」を觀音と浮舟との前世からの約束事となることは無理である。また僧都の他の言葉の発想の位相から見ても「薰との以前の御関係」とすることも無理であろう。

25. 歴史上、還俗した人を指摘することは容易であろう。しかしそういう人が数多くいるということと、この浮舟の出家の問題とは全く別の問題である。

26. 最近では阿部俊子「源氏物語の描く僧（その二）」（『文学』昭61. 1）がある。

27. 岩瀬法雲「横川の僧都の二面性について」（前掲書所収）

28. 嵐に関する岩瀬氏の御論は適当でない。空海の言が何故に比叡山の横川に住む僧の生活の規範とならねばならないのか。また出家後の浮舟が少将の尼と暮を囲んでいるはどう解釈したらよいのか。

（原稿受付 昭和六十三年三月三十一日）